

○犬山市空家等の適正な管理に関する条例

平成31年 3月22日条例第5号

犬山市空家等の適正な管理に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、市民及び地域の安全及び安心の確保並びに生活環境の保全を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所有者等の責務)

**第3条** 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるものとする。

(市の責務)

**第4条** 市は、空家等の適正な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(初期指導)

**第5条** 市民（市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすと認められる空家等を確認したときは、市にその情報を提供するものとする。

2 市長は、前項の情報の提供があったときは、当該情報に係る所有者等に対し、空家等の適正な管理のための必要な指導を行うものとする。

(緊急措置)

**第6条** 市長は、空家等について老朽化等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫していると認めるときは、その危険を

回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。

(関係機関との連携)

**第7条** 市長は、必要があると認めるときは、警察署その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(公表)

**第8条** 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 命令の対象となった特定空家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。